

30年度 公文書開示 政策企画局（10月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	H30. 9. 27	H30. 10. 11	(1) 小池都知事が沖縄選挙応援に行った際の費用、日程表及び同行者が分かる文書 (2) 小池都知事が沖縄へ行くにあたっての旅行届				1											実施機関では以下の理由により、請求に係る公文書を作成または取得しておらず、存在しないため。 (1) 都知事の公務に関するものではないため (2) 都知事は作成することを求められていないため	政策企画局総務部秘書課
2	H30. 8. 29	H30. 10. 30	平成28年春の叙勲を〇〇(※人名)が受章している。受章に当たり、平成27年12月11日付27総総総第2359号で舛添要一東京都知事が高市早苗総務大臣へ推薦(上申)されました。その際の、〇〇(※人名)の下記の書類 (1) 叙勲審査票 (2) 履歴書(賞罰なし) (3) 功績調書 (4) 刑罰等調書(栄典用) 【刑罰の有無：無、破産宣告等の有無：無】				1	1										(第7条2号)当該開示請求書に記載されている請求文書の存否を明らかにすることにより、住所や生年月日といった個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報を公にすることとなると認められるため。また、履歴書(賞罰なし)及び刑罰等調書(栄典用)【刑罰の有無：無、破産宣告等の有無：無】の存否に関する情報は、個人の賞罰、刑罰及び破産宣告等といった、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められるため。	政策企画局総務部秘書課